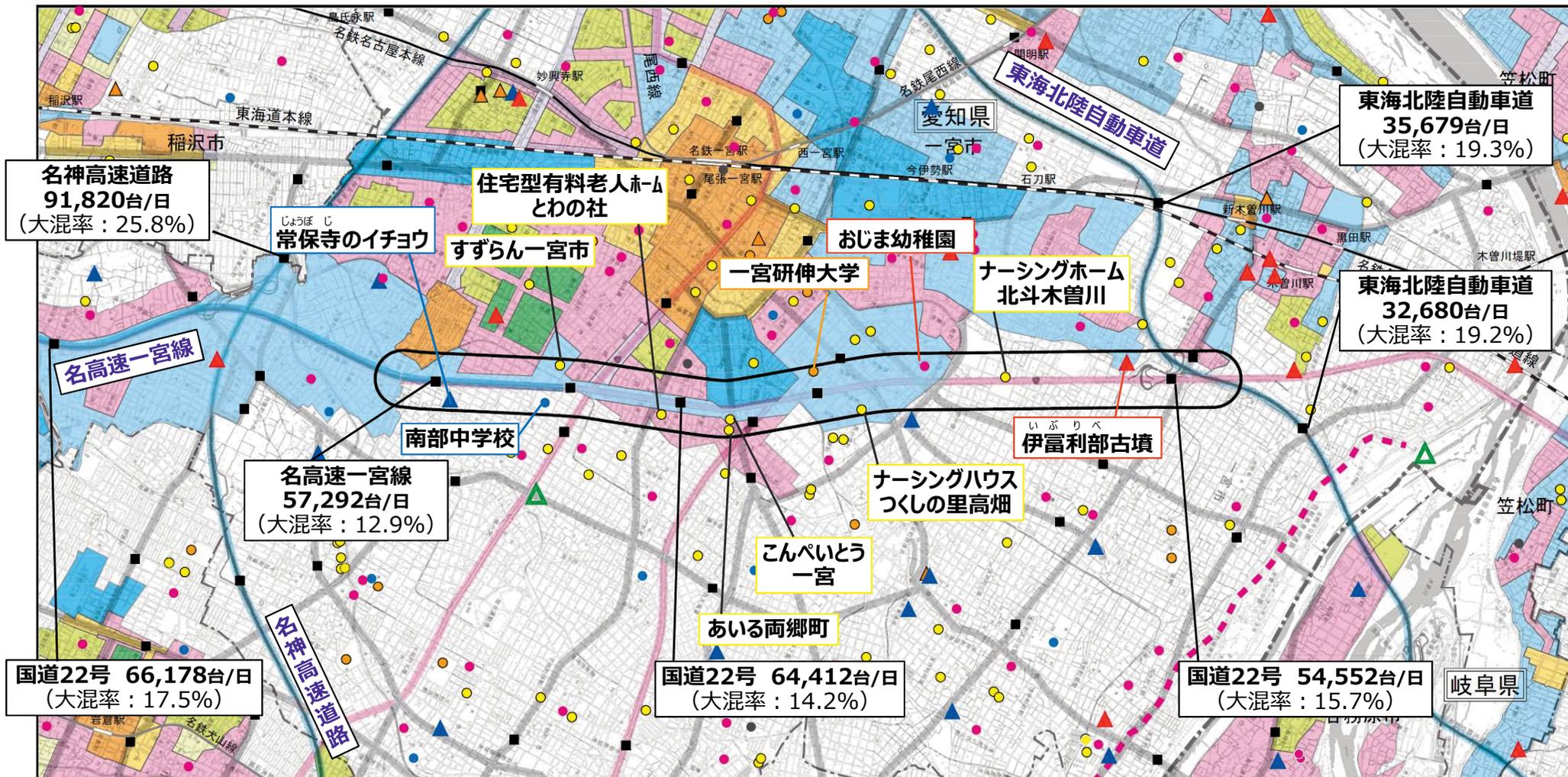
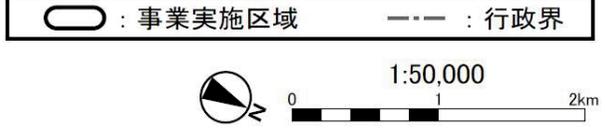


■ 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

(2) 社会的状況 [用途地域、交通の状況、文化財、環境の保全についての配慮が特に必要な施設]



記号	項目	記号	項目	記号	項目	記号	項目	記号	項目
■	第一種低層住居専用地域	■	近隣商業地域	■	交通量観測位置	●	小学校、中学校	▲	史跡
■	第一種中高層住居専用地域	■	商業地域	■	高速自動車国道等	●	高等学校、大学等	—	名勝
■	第二種中高層住居専用地域	■	準工業地域	■	一般国道	●	図書館	▲	天然記念物
■	第一種住居地域	■	工業地域	■	主要地方道・県道	●	幼稚園、保育園、認定こども園	▲	建築物
■	第二種住居地域	■	用途なし	■	鉄道	●	病院、福祉施設	▲	無形民族文化財
■	準住居地域								



方法書作成に向けた要点、配慮事項、留意点等

今後の環境影響評価の実施にあたっては、

- 今後の事業計画（詳細なルート的位置及び道路構造等）及び工事計画の検討にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響を極力回避、低減します。
- そのため、環境影響評価手続きにおいては、環境影響を適切に把握するために必要な調査、予測及び評価を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討していきます。
- 地域住民の方々に対して、都市計画、環境影響及び環境保全措置の内容について丁寧かつ十分な説明を行ってまいります。

方法書の作成にあたっては、

- ① 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について、名岐道路の事業特性及び地域特性を踏まえて適切に選定します。
- ② 特に、自動車交通及び長期にわたる工事に伴う沿道市街地の生活環境（大気質及び騒音等）への影響について、十分に配慮し、適切に調査、予測及び評価できるよう手法等を選定します。
- ③ 地域住民の方々等に対して、わかりやすい内容となるよう、資料（パンフレット等）の作成や情報発信に努めます。

■ 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 (1 / 2)

環境要素	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
総論 (方法書以降の適切な環境配慮等)	<ul style="list-style-type: none"> 本配慮書は、計画段階配慮事項についての検討に当たって把握すべき交通の状況等に関する記載に十分ではない点があるため、<u>方法書以降において必要な情報を適切に記載すること。</u> また、今後、専門家からの助言を得るとともに、愛知県、一宮市等の関係行政機関との協議を十分に行い、<u>地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価図書の作成に当たっては、交通の状況等に関する<u>必要な情報を適切に記載</u>します。 方法書においては、事業実施区域及びその周囲における交通の状況として、<u>第4章第2節に記載</u>しました。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、専門家からの助言を得るとともに、愛知県、一宮市等の関係行政機関との協議を十分に行い、<u>地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保</u>します。
総論 (対象事業実施区域の設定)	<ul style="list-style-type: none"> <u>今後の詳細なルート</u>の位置及び道路構造の検討に当たっては、<u>住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、その結果を反映し、影響を極力低減すること。</u> また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、<u>適切に環境保全措置を検討すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、<u>住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、その結果を反映し、影響を極力低減</u>します。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、環境影響評価の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、<u>適切に環境保全措置の検討</u>を行います。

■ 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 (2 / 2)

環境要素	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> ・想定区域及びその周辺には、市街地が形成されており、住居等が多数存在していることから、本事業の実施による<u>道路交通騒音及び排気ガス等による生活環境への影響が懸念される</u>。このため、方法書以降の<u>手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音や大気汚染に係る影響を受けるおそれのある住居等について、影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、<u>生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。</u>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物等の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物等の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。
温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う温室効果ガスの発生をできる限り削減するよう、建設機械の環境対策の推進など、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討します。
地域住民等への説明及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、<u>市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、<u>地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行います。</u>

■ 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

(2) 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解【愛知県知事】(1 / 2)

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
愛知県知事	<ul style="list-style-type: none"> 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、方法書第3章第3節及び第5章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画及び工事計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画及び工事計画の検討に当たっては、<u>環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響を極力回避、低減します。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区想定区域内には集落・市街地が存在しており、本事業の実施に伴う大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

■ 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

(2) 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解【愛知県知事】(2 / 2)

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
愛知県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域の周辺には水田等が存在しており、立体構造とする場合には工作物の存在による鳥類への影響が懸念される。このため、鳥類の生息環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の生息環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果について、大気等の予測結果が定性的な記載にとどまっていることなどから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。 ・また、本配慮書においても、同法に規定するこれらの事項について、同様の記載にとどまっている。このため、方法書以降の手続きにおいては、適切に予測・評価を行い、図書を作成の上、環境の保全の見地からの意見を求めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続においては、大気質等の影響について、適切な調査、予測及び評価並びに地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行った上で、環境の保全の見地から意見を求めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、<u>わかりやすい図書となるよう努めます。</u>

■ 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

(2) 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解【一宮市長】

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
一宮市長	<ul style="list-style-type: none"> 本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避・低減に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、極力回避・低減します。
	<ul style="list-style-type: none"> アクセスの向上により周辺地域からの流入による交通量の増加が避けられないので、道路接合部付近など交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避・低減に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気質による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、極力回避・低減します。
	<ul style="list-style-type: none"> 計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価の手続においては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。

■ 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

1) 環境影響評価項目の選定 (生活環境)

影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由		
				建設機械の稼働等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	既存の工作物の除去 切土工等又は	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行			
環境要素の区分														
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●						○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられます。		
			粉じん等	○	○							住居等が存在するため、工事の実施に係る粉じん等による影響が考えられます。		
		騒音	騒音	○	○							○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る騒音による影響が考えられます。	
			振動	振動	○	○							○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る振動による影響が考えられます。
			低周波音	低周波音									●	住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式(高架構造)で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る低周波音による影響が考えられます。
	水環境	水質	水の濁り				●						日光川及び野府川等の公共用水域が存在するため、工事施工ヤードの設置、工事の実施に係る水質(水の濁り)への影響が考えられます。	
	土壌に係る環境 その他の環境	その他の環境要素	日照阻害									○	住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式(高架構造)で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照阻害の影響が考えられます。	

注) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されていない参考項目以外の項目、“□”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

■ 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

1) 環境影響評価項目の選定 (自然環境)

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 (概要)
			建設機械の稼働等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	既存の工作物の除去 切土工等又は	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○	○	重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る動物 (重要な種) への影響が考えられます。	
	植物	重要な種及び群落					○	○	重要な種等の生育環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る植物 (重要な種) への影響が考えられます。	
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	○	地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る生態系 (地域を特徴づける生態系) への影響が考えられます。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	主要な眺望点及び景観資源が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な眺望景観への影響が考えられます。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		●					●	文化財等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る文化財等への影響が考えられます。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○				工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施に係る廃棄物等の影響が考えられます。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	●						工事の実施に伴い温室効果ガス等 (二酸化炭素) が発生するため、工事の実施に係る温室効果ガス等の影響が考えられます。	

注) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“□”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

■ 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

2) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

○調査、予測及び評価の手法は、国土交通省令に基づき、道路環境影響評価の技術手法（平成24・令和2年度版）に示される手法、並びに愛知県の環境影響評価指針に示される参考手法を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定

環境要素の区分			調査の手法	予測の手法	
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	資料調査、現地調査	拡散式を用いた予測	
		粉じん等		事例の引用または解析により得られた経験式を用いた予測	
	騒音	騒音		音の伝搬理論に基づく予測式を用いた計算による予測	
	振動	振動		事例の引用または解析により得られた振動の伝搬理論式に基づく予測式を用いた予測	
	低周波音	低周波音		既存の調査結果より導かれた予測式を用いた予測	
水環境	水質	水の濁り		類似事例を用いて推定もしくは計算による予測	
その他の環境要素		日照障害		日影図の作成による予測	
動物		重要な種及び注目すべき生息地		科学的知見や類似事例を参考とした予測	
植物		重要な種及び群落			
生態系		地域を特徴づける生態系			
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観と事業実施区域との重ね合わせ フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法による予測	
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせによる予測	
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況				地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせによる予測	
廃棄物等		建設工事に伴う副産物		資料調査	事業特性及び地域特性の情報を基にした予測
温室効果ガス等		温室効果ガス等		—	工事実施に伴い発生する温室効果ガスの発生状況を把握

評価の手法 ①事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減、若しくは環境保全への配慮がなされているか評価
 ②法令等による基準又は目標と、調査・予測の結果との間に整合が図られているか評価